

令和4年度特定施設入居者生活介護公募に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	別紙3-7（抵当権設定の有無）に関して、法人が設定した抵当権の事を記載すれば事足りるのか。建物所有者が設定している抵当権も記載事項に含まれるのか。	建物所有者が設定している抵当権も含めて記載してください。
2	類型変更（注1）を計画している既存施設であるが、別紙6-1（設置に係る総事業費）に記載は必要か。必要とするならば開設当時のもので構わないか。	開設当時のものではなく、類型変更に伴い発生する事業費について記載してください。事業費がかからないものについては、0円で記載してください。
3	必要書類一覧に記載されている、II事前協議書 / 2設置予定者に関する事項 インデックス名 NO. 2-7における 提出資料は「決算書」で問題ないか。	決算書で問題ありません。
4	類型変更を計画している既存施設であるが、別紙2-3（土地利用に係る関係機関との事前相談の状況）及び別紙3-6（建築物に係る関係機関との事前相談の状況）は記載が必要か。	<p>類型変更であっても、公募要項10ページの立地条件をよく確認するなどして、必要に応じて所管部署との調整を十分に行い、その状況を記載してください。</p> <p>例えば、古い有料老人ホームでは、建築物の用途が共同住宅となっている施設もあるようですので、有料老人ホームへの用途変更について事前に所管部署とよく相談してください。</p> <p>なお、公募要項を確認するなどした結果、所管部署との調整を要しない場合は、その旨を別紙に記載してください。</p>
5	事業計画書 別紙6の事業費の箇所ですが、既存施設の増員計画で、増員予定の居室がすでに確保出来ている場合、一切の事業費が掛からない為、記載は不要という認識で大丈夫か。	上記No. 2のとおり、かかる事業費については記載が必要ですが、一切の事業費がかからない場合は、0円で記載してください。
6	既存のサービス付き高齢者向け住宅からの転換の場合、不要な書類はあるか。	<p>公募要項14ページ(3)地元説明で、「既存の有料老人ホーム等については、原則地元説明を求めませんが、既存施設であっても建替の場合は地元説明が必要です。」としています。</p> <p>このため、事業計画書別紙2の4(1)及び(2)で、「既存の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の増員の計画（建替を除く）であり、今回の事業計画について説明を行っていない」を選択した場合は、資料2-2～2-7（自治会等への説明会資料）については添付する必要はありません。</p> <p>事前協議書については、特に不要となる書類はありません。</p>

（注1）類型変更：事業計画書募集開始日時時点で事業を開始している住宅型有料老人ホームが、特定施設入居者生活介護の指定を受けようとする計画

※この質問及び回答は、上記の時点の内容です。適時追加をしますので、最新の内容をホームページにてご確認ください。

※事業計画書の提出後、計画内容を変更することは、採点内容に影響があるかに関わらず、原則、認められませんので、運営事業者は、計画内容について十分ご検討の上、計画を提出いただくようお願いいたします。